

誌上相談室 Q & A

【テーマ】

2022年1月からスタート! 全事業者へ影響がある 改正電子帳簿保存法とは?



「電子帳簿保存法」が2022年1月に改正されます。

電子帳簿保存法とは、帳簿書類の備付・保存について、本来は紙で保存するものを、特例的に電子的手段により保存することを認める法律です。「当社は帳簿書類を昔から紙でしか保存していないし、これからも紙だから関係ないよ」という声が聞こえてきそうですが、実はこの改正には、全ての事業者に影響がある改正事項が含まれています。そこで今回は、改正電子帳簿保存法について解説します。

図. 電子取引データ保存の要件

項目	内容	概要・具体的取扱
検索要件	①取引年月日・勘定科目・取引金額により検索できる。	左記②③は税務調査においてダウンロードの求めに応じる場合等には不要。
	②日付・金額に係る記録項目を範囲指定して条件を設定できる。	電子取引データを検索する機能が無い場合、例えば「請求書等データのファイル名に番号等を付し、エクセル等で番号ごとに日付、金額、取引先名等の一覧を作成する」「請求書等データのファイル名に直接、日付、金額、取引先名等を付して検索できるようにする」などの取扱いが考えられる。
	③2つ以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できる。	
タイムスタンプ要件	データの授受後7営業日(最長2カ月と7営業日)以内にタイムスタンプを付与する必要がある。	正当な理由のない訂正削除の防止に関する事務処理規定を作成し、備え付け、運用することでタイムスタンプに替えることができる。

- ※1 請求書等を先に電子データで受領した上で後日書面でも受領した場合は、電子データと書面の両方を保存する必要がある。
 ※2 前々事業年度等の売上高1,000万円以下の事業者で税務調査においてダウンロードの求めに応じる場合は、全ての検索要件が不要。
 ※3 一般的な事業者は、最低限、網掛け部分をともに満たす必要がある。

Q 事業者の帳簿書類の保存義務と電子帳簿保存法の関係を教えてください。
A 各税法では、紙による「帳簿書類」の保存義務が事業者に課せられています。「帳簿」には、仕訳帳や元帳、売上帳などが該当します。「書類」には、貸借対照表や棚卸表をはじめとした決算関係書類や注文書などの自社で作成する「発行」と、注文書や契約書、領収書など他社が作成した書類をもらう「受領」の2種類があります。
 電子帳簿保存法では、これらのうち、作成・保存方法などの一定の要件を満たすものを、電子帳簿や電子書類と呼び、電子データによる保存を可能としています。
Q 全ての事業者に影響がある改正事項を教えてください。
A 今回の改正では、「電子取引の取引情報の保存」における保存方法が変更となります。今までは、印刷した書面による保存が可能でしたが、**改正後は、検索要件とタイムスタンプ要件(電子データの信頼性を担保するもの)において、一定**

Q 電子取引の保存方法には、どのようなものがあるのでしょうか?
A 電子取引の種類に応じて、次の方法が考えられます。
【メールに請求書等が添付された場合】
 請求書等が添付された電子メールそのもの、または、添付された請求書を保存する。
【発行者のウェブサイトで領収書等をダウンロードする場合】
 PDF等をダウンロードできる場合は、ウェブサイトに領収書等を保存、または、ウェブサイトで表示される場合
【HTMLデータで表示される場合】
 ウェブサイトに領収書を保存する。
【スクリーンショットして保存する場合】
 ウェブサイトに表示されたHTMLデータをスクリーンショットして保存する。

Q 電子取引に該当する取引の具体例を教えてください。
A 電子取引に該当する主な例は、次の通りです。
 ①電子メールにより請求書、領収書等のデータを受領
 ②ウェブ上からダウンロードした請求書や領収書等のデータや、ウェブ上に表示された請求書や領収書等のスクリーンショットを利用
 ③クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払いデータ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用

Q ファックスで請求書を受受する場合、電子取引に該当しますか?
A ファックスは一般的に、送受信側ともに送受信した電子データを書面で確認、保存することを前提としているため、書面取引に該当します。ただし、書面出力せず電子データを保存する場合は、電子取引に該当します。
Q 現在、国税庁のホームページでは、改正後の電子帳簿保存法に関するQ&Aが公開されています。定期的に情報を確認するとともに、仙台商工会議所の窓口専門家相談をはじめとした公的相談制度を活用しながら、対応を進めていきましょう。
 国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaisaku/sonota/jirei/index.htm>



佐藤和仁 税理士
 佐藤 和仁氏
 (青葉区一番町)

